



長野労働局発表（30-31）  
平成30年8月6日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 児島 庄吾
	室長補佐 松本 政春
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

## 長野県最低賃金の改正決定に関する答申

### 26円(3.27%)引上げ、時間額821円

本日、長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）から、長野労働局長（局長 石田 茂雄）に対し、長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」を時間額821円とする旨の答申がありました。答申内容は、別紙のとおりです。

この答申は、平成30年6月25日に長野労働局長からの諮問を受け、長野県最低賃金専門部会を開催し、最低賃金法の目的、長野県下の経済・雇用情勢、賃金実態調査結果、生活保護制度、中央最低賃金審議会における地域別最低賃金額改定の目安（答申）等の資料を基に慎重な審議を重ねてきた結果なされたものです。

これを受けて、長野労働局では、答申のあった長野県最低賃金について、改正決定のための手続きを進めていくことにしており、発効は平成30年10月1日を予定しています。

長野県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 821円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成30年10月1日 指定日発効